

平成15年度市場モニタリングテスト結果

家庭用品品質表示法に係る試買テスト

「合成洗剤」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成15年度に、家庭用品品質表示法の対象製品である「合成洗剤」について、同法の雑貨工業品品質表示規程に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施に当たっては、洗濯用合成洗剤3銘柄、台所用合成洗剤3銘柄、住宅・家具用合成洗剤2銘柄及び浴室用合成洗剤2銘柄、計10銘柄を市場から購入し、テスト対象商品としました。

テストの結果は、10銘柄中4銘柄が雑貨工業品品質表示規程に不適合でした。

その内訳は、成分に関するものが4銘柄、使用上の注意に関するものが3銘柄でした。不適合内容は次の表のとおりです。

不 適 合 内 容		銘 柄 数 (内訳)注1	
成 分	<ul style="list-style-type: none">・界面活性剤の「種類の名称」を誤った名称で表示していた。・界面活性剤以外のものを界面活性剤として表示していた。・「界面活性剤の種類名称」又は「界面活性剤の系別」の表示で、指定された用語を用いていなかった。・添加剤の表示において、含有率10パーセント未満であるが「種類の名称」を表示していた。(注2)・添加剤の表示において、含有率1パーセント未満であるが「機能の名称」及び「種類の名称」を表示していた。(注2)・添加剤の表示において、「種類の名称」の表示で、括弧書きしていない、指定された用語を用いていない等表示方法に問題があった。(注2)	(1) (1) (1) (1) (1) (3)	4
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none">・飲み込んだ場合、医師に相談する旨を表示していなかった。・目に入った場合、応急処置を行い、医師に相談する旨を表示していなかった。	(3) (3)	3

(注1) 銘柄数は、1銘柄で複数の不適合事項に該当するものは重複集計している。

(注2) 雑貨工業品品質表示規程では、添加剤の表示は、リン酸塩を除き、「その含有率が10パーセント以上ものについては、成分の「機能の名称」とその次に括弧書きで「種類の名称」を表示すること。その含有率が1パーセント以上のものについては、「機能の名称」を表示すること。また、「種類の名称」は用語が指定されている種類のものはその用語を用いること。(要約)」となっています。従って、添加剤の含有率が10パーセント未満であるにもかかわらず「種類の名称」を表示すると10パーセント以上含有していると消費者に誤解され、1パーセント未満で添加剤の「機能の名称」等を表示すると1パーセント以上含有していると誤解されます。また、「種類の名称」は括弧書きで表示する必要があります。

なお、当機構では、不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について徴収を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対し改善指導が行われました。